

○●令和7年度アイスホッケー会員登録提出について(札幌)●○

「一般財団法人 札幌アイスホッケー連盟定款」第 40 条に基づき、第 41 条の登録に関する第 2 条に定められた通り、加盟団体・会員登録は毎年更新いたします

提出資料の抜粋

変更前	変更後
1. 注意事項 ①加盟団体登録は、会員数 10 名以上とします。	1. 注意事項 ①加盟団体登録は、 <u>プレーヤー6名、代表1名の計7名以上とします。</u>

国際競技規則では、アイスホッケーのプレーヤーは最低人数が 6 名(GK を含む)と記載されております。

従って令和 7 年度のチーム登録時よりチーム登録に必要な人数を変更させていただきます。